

平成 29 年度 第 2 回香川大学医療安全管理監査委員会報告

国立大学法人香川大学医療安全管理監査委員会規則第 2 条に基づき、以下のとおり監査委員会を開催し、医療安全管理についての監査を実施しました。

1 監査の方法

医療法施行規則第 9 条の 23 に順じ、医療安全管理責任者、医療安全管理部、医療安全管理委員会、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者等の業務の状況について、以下のとおり病院長等からの説明聴取及び資料閲覧により報告を求め、その業務状況を検証しました。

2 監査の内容

(1) 医療安全管理体制について

- 1) 医療に係る安全管理体制

(2) 医療安全管理部の活動状況について

- 1) 平成 29 年度 インシデント報告
- 2) 平成 29 年度 医療安全管理委員会 審議内容一覧
- 3) 平成 29 年度 SafetyNews 発行一覧
- 4) プレアボイド報告状況
- 5) 平成 29 年度総点検月間における病院長・看護部長・GRM による院内巡視状況
- 6) 平成 29 年度 医療安全管理研修会開催状況
- 7) 特定機能病院間の相互チェックとピアレビュー訪問調査の結果

(3) 高難度新規医療技術等について

- 1) 高難度新規医療技術、未承認新規高度管理医療機器及び未承認新規医薬品の評価体制
- 2) 高難度新規医療技術及び承認新規医薬品の審査実績状況

(4) インフォームド・コンセントについて

- 1) インフォームド・コンセントマニュアルの説明
- 2) インフォームド・コンセント実施状況
- 3) インフォーム・ドコンセント委員会審議内容一覧

3 監査の結果

(1) 医療安全管理体制について

医療に係る安全管理体制については、法令等に基づく適切な体制が整備できていると認められた。

(2) 医療安全管理部の活動状況について

医療安全管理部の活動状況については、インシデントレポート報告体制、死亡事例の把握・報告体制、安全管理研修等、活発かつ適切に実施されていると認められた。

(3) 高難度新規医療技術等について

高難度新規医療技術等の導入については、適切に実施されていると認められた。

(4) インフォームド・コンセントについて

インフォームド・コンセントについては、適正に実施されていると認められた。